

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 （フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、1級ジーゼル自動車整備士、1級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技能士の免許を有する者、又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
和裁科	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部